

倉情・個審第120号

平成20年6月5日

倉敷市教育委員会 様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 西 浦 公

平成20年2月22日付け倉市教中函第154号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成20年1月18日付け倉市教中函第136号で行った不開示の決定」に対する異議申立てについての事案

### 第 1 審査会の結論

岡山県古書籍商組合・倉敷市内の古書店に対して不明図書の情報提供を依頼した文書は開示すべきである。

その他については、実施機関の決定は妥当である。

### 第 2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成 20 年 1 月 4 日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第 6 条の規定に基づき、倉敷市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して「市立中央図書館における紛失図書にかかる、出張結果報告（復命書）、出勤簿、旅行（出張）命令書、旅費請求書、同支給書（支出調書）等、紛失図書を探索した事実関係が判るもの全部」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「紛失図書を探索した事実関係の判る出張命令簿、復命書、出勤簿、出張命令書」（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、紛失図書探索にかかる実働実績がないことから、文書不存在であるとして不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 20 年 1 月 18 日付け倉市教中図第 1 3 6 号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成 20 年 2 月 1 日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、公開条例第 17 条の規定に基づき、平成 20 年 2 月 22 日付け倉市教中図第 1 5 4 号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### 第 3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨
 

文書不存在には納得できない、本件処分を取り消し開示せよ。
- 2 異議申立ての理由
 

（ 1 ）中央図書館長の説明によれば、職員が手分けして探索しているとのことである。

( 2 ) 市民の共有財産の管理に万全を期する職務上の責任があり、紛失図書が存在すると思われる場所に出向くなど、ありとあらゆる手段、方法を尽くす必要があり、当然出張して探索していると考えられる。

( 3 ) また、関係者に対して直接文書等により探索していることは容易に伺い知れ、これらの関係文書が存在しないことはないと考えられる。

#### 第 4 実施機関の主張要旨

不開示決定通知書及び不開示理由説明書の記載内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

##### ( 紛失図書探索にかかる背景 )

平成 17 年度に玄石文庫の紛失が発見されたことにより、市立図書館で管理する全ての特別文庫について所蔵調査を行った。その際、目録から資料を確認した結果、紛失が疑われる資料があるとの調査報告を平成 19 年 3 月に文教委員会に報告した。不明図書の探索は岡山県古書籍商組合・倉敷市内の古書店へ不明図書の情報提供を依頼し、また、ホームページ・広報誌などで一般の人々に情報提供を呼びかけており、現在も調査を継続しているが、現時点では不明資料の発見情報等は寄せられていない。

##### ( 不開示処分とした理由 )

異議申立てにかかる行政文書は、市立図書館が管理する全ての特別文庫の不明図書の探索にかかる出張命令簿・復命書等である。

必要に応じて古書店に出向いたり、情報提供者等を訪問して情報収集をすることとしているが、これまで情報提供がなく実働がないため、これにかかる出張命令簿・復命書等の文書は存在していない。

なお、異議申立ての理由( 3 )で「関係者に対して直接文書等により探索していることは容易に伺い知れ、これらの関係文書が存在しないことはないと考えられる。」とのことであるが、古書店に情報提供を依頼した文書は本件開示請求の対象外であるので、改めて開示請求をしていただきたい。

#### 第 5 審査会の認定事実

- 1 岡山県古書籍商組合・倉敷市内の古書店に対して、不明図書の情報提供を依頼した文書( 写 )については実施機関で保管管理している。
- 2 不明図書は現在も探索しているが、これまでに情報提供がなく具体的な探索にかかる出張等の実働もないことから、これにかかる出張命令簿・復命書等の文書は作成さ

れていない。

## 第6 審査会の判断

岡山県古書籍商組合・倉敷市内の古書店に対して不明図書の情報提供を依頼した文書は、実施機関が紛失図書を探索した事実の判るものであり正に開示対象に該当する。

当審査会の事務局が中央図書館へ出向いて調査を行ったところ、当該文書は開示請求の時点において既に存在していたとのことであり、記載内容に不開示とすべき情報は見当たらず開示すべきと考える。

また、その他の行政文書については、古書店等からの情報提供はなく実働がないとのことで、出張命令簿等にも紛失図書を探索したとの記載は見当たらなかった。実施機関の説明に不自然な点は認められず、本件行政文書が存在していることを伺わせるような事実も無いことから、これらは不存在であると判断するのが相当と思料する。

## 第7 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

### 1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 2月27日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成20年 3月 5日	異議申立人から意見書の收受
平成20年 3月13日	第1回目審議
平成20年 4月15日	第2回目審議
平成20年 5月13日	第3回目審議
平成20年 6月 5日	答申

### 2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 西 浦 公	岡山商科大学法学部教授
副会長 土 屋 宏	弁 護 士
清 野 幸 代	弁 護 士
高 橋 祐 介	岡山大学大学院法務研究科准教授
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科准教授